

議案第 6 1 号

大口町下水道条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事事業者による排水設備工事の実施を可能とすることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事（除害施設及び規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し、町長が指定した業者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ施行することができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 略	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事（除害施設及び規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し、町長が指定した業者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ施行することができない。 2 略

改 正 要 旨

1 改正の目的

市町村の区域内における排水設備工事については、それぞれ市町村長の指定する指定工事事業者により工事を行うこととする排水設備指定工事店制度が導入されています。しかしながら、令和6年1月に発生した能登半島地震では個人宅内の給排水に係る宅内配管の破損が多数発生したことに加え、指定工事事業者自身の被災や工事需要の集中等により指定工事事業者の確保が困難な状況となり、結果的に宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。

こうした事態を踏まえ、災害その他非常の場合にあつて、排水設備工事に係る指定工事事業者の確保が困難と判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における排水設備工事の適正な実施を図るため、他の市町村長が指定した指定工事事業者による排水設備工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する事業者を確保する必要があります。

そのような理由から、大口町下水道条例を一部改正します。

2 改正の概要

排水設備工事に係る指定工事事業者の確保が困難である場合には、他の市町村長の指定を受けた指定工事事業者による工事を、特例的に認める規定を設けます。

3 施行期日

公布の日から施行します。